

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁 航空装備研究所
管 理 部 会 計 課 長 廣瀬 未人

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得(平成31年4月1日)を熟知の上、参加されたい。

1 入 札 方 式 一般競争入札

2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期
プレハブ等借上	別紙仕様書のとおり	1件	防衛装備庁下北試験場	令和7年7月16日～ 令和7年9月10日

説 明 会 なし。

3 入 札 ① 日 時 令和7年7月8日(火)13時30分
② 場 所 航空装備研究所 管理棟 1階入札室

4 参 加 資 格 ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
③ 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ東北地域及び関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者(以下「指名停止期間中の者」という。)でないこと。
⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑥ 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保 証 金 ① 入札保証金……………免除
② 契約保証金……………免除

7 入 札 の 無 効 ① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

8 契 約 書 作 成 の 有 無 有

9 契 約 を し よ う と す る 基 本 契 約 条 項 等 貸借契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
契約の変更にに関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 郵便入札について

(1) 郵便入札の可否 可

(2) 郵便入札方法 書留等の配達記録の残る方法により入札日の前日までに必着のこと。また、宛名は「防衛装備庁航空装備研究所分任支出負担行為担当官」とし、11⑪に記載の住所に送付すること。

(3) 郵送する書類等 (ア) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書(写)
(イ) 入札書

(4) 封筒について 前項(3)を入れる封筒(以下内封筒という)については、長3(縦235mm×横120mm)程度の内封筒とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

(5) 入札の回数 郵便により入札に参加した者の再入札等は、辞退したものとして取り扱う。

(6) 入札の無効 郵便入札の執行について、本公告の7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

(7) その他留意事項 郵便における入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達(GEPS)を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和7年7月7日(月)17時15分まで(行政機関の休日を除く)。

また、電子入札・開札システムにより難しい者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和7年7月7日(月)17時15分までに下記問合せ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

③ 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

④ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

⑤ 提出資料

(1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写しを、入札日の前日までに提出するものとする(FAX可)。

(2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を令和7年7月7日(月)17時15分までに提出するものとする。

⑥ 同等品の場合の措置

同等品により入札に参加を希望するものは、同等品の有無について事前に確認し、令和7年6月26日(木)までに調達要求元に同等品であることの承認を得ること。

⑦ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑧ 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑨ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑩ 落札者が中小企業信用保険法第2条1項に規定する中小企業である場合は、適用する契約条項に加え、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑪ 本書記載事項に関しては、航空装備研究所 管理部会計課調達係に照会のこと。

住所 東京都立川市栄町1-2-10 防衛装備庁 航空装備研究所 管理部会計課調達係
TEL 042-524-2411(内線)648 担当:黒澤

品 件 名	プレハブ等借上	仕様書番号	GAD4 - JK - 308
		作成年月日	令和7年5月29日
		作成部課名	航空装備研究所 エンジン技術研究部 ロケットエンジン研究室

1. 適用範囲

この仕様書は、島嶼防衛用高速滑空弾の性能確認試験（安全性試験）に使用するプレハブ等借上について規定する。

2. 引用文書等

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める内容がこの仕様書の定める内容に相違する場合には、法令等を除きこの仕様書が優先する。

2. 1 法令等

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (2) 建築士法（昭和25年法律第203号）
- (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

3. 規格・数量

- (1) 規格・数量等は、表1及び表2のとおりとする。
- (2) プレハブは、強風等（瞬間最大風速30m/s）に耐えるものとし、基礎の工法を仮設申請に適合したものとする。扉鍵等は努めて共通とし、配置は付図1による。据付器材の配置は付図1～付図2によるとともに、発動発電機の電気配線は付図1による。

表1 規格・数量等（プレハブ）

番号	規格	数量	備 考
1	6連棟ハウス	1棟	防衛装備庁 下北試験場 D砲座地区 ・規格は、付図1による。 ・配置は、付図2による。

表2 規格・数量等（据付器材）

番号	器材名	規格	数量	備 考
1	発動発電機 50/60kVA 極低騒音	デンヨー DCA-60LSIB 北越工業 SDG60S-7B1 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	1台	燃種：軽油（燃料タンク400L以上） オイルフェンス、アース棒・アース線 付、取付工事（設置、配線、点検、撤去等）、配線に必要な分電盤、分電盤用スタンド等を含む。
2	空調機 (5馬力)	東芝 AFEA14055M サンヨー PW-ECHEP140E 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	2台	設置、配線・配管、点検、撤去等を含む。

4 実施上の注意事項

設置及び撤収に当たっては、木竹の伐採、土石の採掘または土地の形状を変更することがないように留意するものとする。

5 借上期間

令和 7 年 7 月 1 6 日～令和 7 年 9 月 1 0 日

6 設置日時及び撤収日時

(1) 設置日：令和 7 年 7 月 1 6 日 0 9 : 0 0 から 1 7 : 1 5 の間（予備日は翌日を基準）

(2) 撤収日：令和 7 年 9 月 1 0 日 0 9 : 0 0 から 1 6 : 0 0 の間（予備日は翌日を基準）

7 借上場所

防衛装備庁 下北試験場（付図 2 のとおり）

8 引渡場所及び返納場所

防衛装備庁 下北試験場

9 検 査

製品、数量及び日程について行う。

10 その他

(1) 契約相手方は、建築士法を遵守し、仮設プレハブ等の設置に必要な自治体への申請及び通知等の諸手続を実施するものとし、必要の都度、官からの協力を得られるものとする。

(2) プレハブ組立・解体に必要なクレーン車等は、契約相手方で準備するものとする。

(3) プレハブ、発動発電機及び据付器材の電気配線は、契約相手方が行うものとする。

(4) プレハブ等の細部位置は、官の指定した場所に契約相手方が設置するものとする。

(5) プレハブ等の設置は、若干の不整地あるいは傾斜地においても確実に設置できるようにするとともに、設置に必要な器材及び鉄板等は契約相手方が準備するものとする。

(6) 契約相手方は、作業期間中現場責任者を配置し、安全管理に十分留意するものとする。

(7) 契約相手方は、作業期間中官の施設等に損傷を与えた場合は、直ちに原状に復するものとする。

(8) 防衛装備庁下北試験場への入出の際は、官担当者の指示に従うものとする。

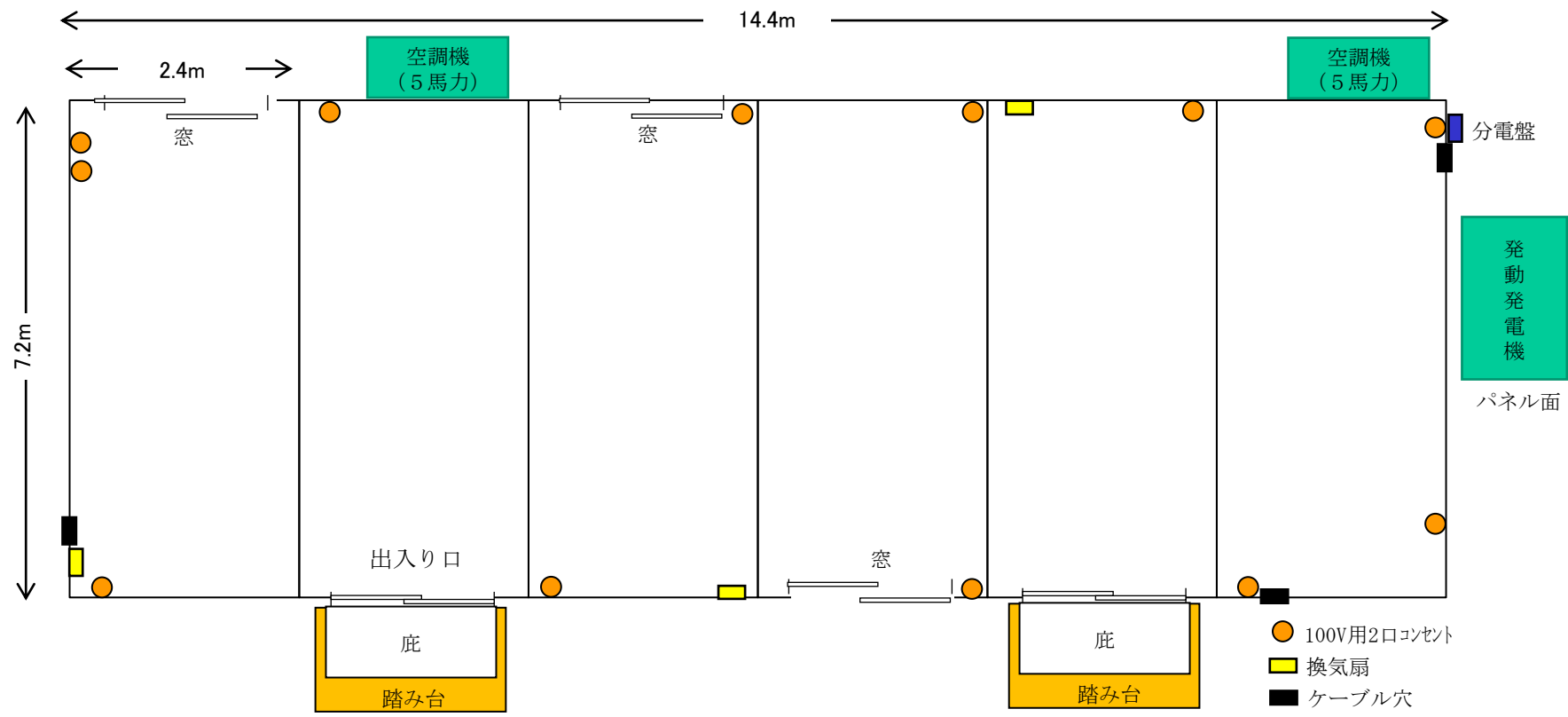
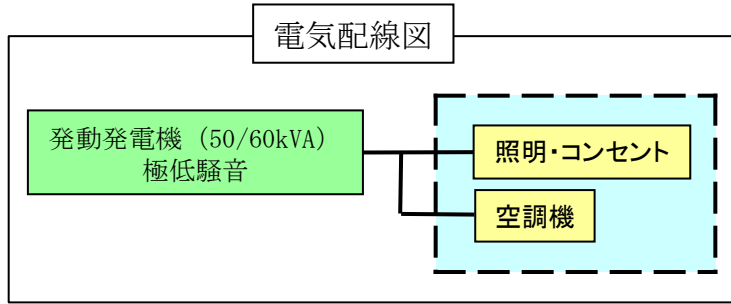
(9) 台風等による強風への対策を施すものとする。

(10) 関係所掌における仮設申請許可の発行遅延及び気象の影響等により、設置・撤収期間内における作業の実施・完了が困難な場合は、速やかに官と協議するものとする。

(11) この仕様書について疑義が生じた場合には、速やかに官と協議するものとする。

6 連棟ハウス
(規格、据付図及び電気配線図)

付属品	数量	付属品	数量
出入口（両扉、カーテン付）	2	換気扇	3
ブラインド（窓）	3	照明 2 灯式	1 2
1 0 0 V 用 2 口	1 2	庇	2
踏み台（泥よけマット付）	2		



据付器材配置図

